

第2-4-1表 関係業界等の取組の状況

関係業界	内 容
マスコミ全般	○新聞、放送、出版、映画、広告及びレコードの各業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され、マスコミと青少年とのかわり方に関する研究協議等を実施
出版	○出版倫理協議会が、有害出版物の取扱いについて独自の自主規制措置を実施（同協議会に加入している4団体もそれぞれの倫理綱領を定めている） ○出版倫理懇話会（成人娯楽雑誌等を刊行する35社により組織）が、青少年の保護育成を勘案した自主規制の編集倫理綱領を定め活動 ○露骨な性描写を内容とした成人向けコミック誌、単行本等の出版物について、販売店における区分陳列の実施 ○成人向け雑誌マーク、出版ゾーニングマークの表示 ○成人コーナーの設置 ○対面販売の実施 ○販売店における区分けを可能にするために、2か所小口シール留め実施（グレーゾーン誌） ○社団法人日本雑誌協会の編集倫理委員会に、倫理専門委員会を設け、毎月2回、協会加盟誌の通覧作業を実施
映画・ビデオ・コンピューターソフト等	○映画倫理活動の自主規制機関として映画倫理委員会を設置し、「映画倫理綱領」に基づき主に劇場で公開される映画の審査を実施している。青少年への影響に配慮し、年齢層別に4つの区分、「R18+」（18歳未満観覧禁止）、「R15+」（15歳未満観覧禁止）、「PG12」（12歳未満の年少者の観覧には親又は保護者の助言・指導が必要）、G（誰でも観覧可）に分類している。 ○ビデオソフト倫理活動のため、社団法人映像倫理機構（業界の自主審査機関として組織）において、「映像ソフト倫理規程」を設け、独自の審査を実施（成人指定（18歳未満映示、貸出、販売禁止）、R-15（15歳未満映示、貸出、販売禁止）、一般（規制無し）の3区分に指定する等）また、審査規則により、自動販売機（貸出機）への収納を原則禁止している。 ○その他 ・一般向けのオリジナルビデオや劇場未公開のビデオ関係では、映画倫理委員会において審査を実施 ・パーソナルコンピュータソフト関係では、社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構 ・ゲームセンター設置ゲーム機及び同ソフト関係では、社団法人アミューズメントマシン工業協会 ・家庭用ゲームソフト関係では、社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が、業界の自主規制として年齢別レーティング制度を採用し実施している。制度の運用は特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構が行い、倫理規定を定め審査を実施している。
放送	○日本放送協会及び社団法人日本民間放送連盟は平成11年以来、共同あるいは連携しながら、 ①青少年向けの放送番組の充実 ②メディアリテラシーの向上 ③第三者機関等の活用 ④青少年と放送に関する調査等の推進 ⑤放送時間帯の配慮 ⑥番組に関する情報提供の充実 について具体的に推進している。 ○日本放送協会は、「日本放送協会番組基準」の「国内番組基準」（昭和34年制定、平成10年改正）において青少年等に配慮した一般的基準を設けるとともに、児童向け番組等の個別の番組に関する各種番組基準を設けている。具体的には、 ①青少年向け放送番組を積極的に編成するゾーンの設置 ②小学校5、6年生を対象とした「NHK放送体験クラブ」の実施や、メディアリテラシー関連番組の制作 ③青少年の見やすい番組を意識した編成の実施 ④番組情報の充実化 などの取組を行っている。 ○社団法人日本民間放送連盟は、「日本民間放送連盟放送基準」（昭和26年制定、平成16年改正）において、「児童および青少年への配慮」、「家庭と社会」、「教育・教養の向上」、「表現上の配慮」、「暴力表現」、「犯罪表現」、「性表現」などの章を設け、加盟各社の自主規制を促している。また、「児童向けコマーシャルに関する留意事項」、「アニメーション等の映像手法について」（NHKと共同で作成）、「消費者金融CMの取り扱いに関する放送基準審議会見解」などで特に注意すべき事項を指標として提示。さらに、平成11年6月には「『青少年と放送』問題への対応について」を作成し、実践している。 具体的には、 ①「『青少年に見てもらいたい番組』を各社が選定し、週3時間以上放送 ②青少年に配慮する時間帯として、17時から21時までを設定 ③メディアリテラシー・プロジェクトの実践 ④番組情報に充実化及び番組情報の事前表示に関する考え方の取りまとめ など。 ○「放送倫理・番組向上機構[BPO]」（NHKと民放連が設置した放送界の第三者機関）内の「放送と青少年に関する委員会」（青少年委員会）は、BPOに寄せられた視聴者からの放送と青少年に関する苦情・要望等を基に審議している。必要に応じて審議結果を「見解」「提言」等としてまとめ、放送局に通知するとともに公表し、青少年関係機関にも配布。放送番組の自主的な改善・向上を促している。また、青少年と放送にかかわる調査を継続実施している。 ○CSデジタル放送においては、社団法人衛星放送協会がコンプライアンス委員会内に倫理部会を設け「成人向けエンターテインメント放送基準」を制定。さらに「広告放送のガイドライン」に青少年保護条項を設けるなど、放送倫理の高揚に努めている。 ○成人番組倫理委員会（成人向け番組を提供するCS放送事業者並びにブロードバンド放送事業者により組織）においては、「放送番組倫理規定」及び「番組審査基準」並びに「番組審査に関するガイドライン」、「番組宣伝・広告などに関するガイドライン」などを定めて厳正な自主審査を実施し、専門的な部会を設けて倫理規準の維持、高揚に努めている。 また、成人番組の審査についての基準を示し、「成人番組倫理委員会モザイクサンプル」を作成配布
広告	○各関係団体が、自主規制基準をそれぞれ設けているほか、広告主、新聞、放送、出版、広告業、広告制作の各社が会員となる社団法人日本広告審査機構（JARO）が、青少年問題の観点を含めた広告に対する苦情の処理等を実施
興行	○全国興行生活衛生同業組合連合会（映画、演劇、演芸の各業種で結成）が、一般向け映画（G）とPG-12・R15+・R18+制限付映画の併映禁止、制限付映画の上映の際における組合の定める注意書の掲示及び制限該当者の立ち入りの禁止等を内容とした自主規制遵守事項を制定 また、各自治体に制定されている「『青少年の健全な育成に関する条例』を遵守することを制定している。 ○映画産業団体連合会（映画関係団体によって組織）が、制限付映画への制限該当者の観覧及び18歳未満の者の深夜興行館への立ち入りを禁止すること等を内容とした「深夜興行等に関する申合せ」を制定

## 【第2部】子ども・若者に関する国の施策

関係業界	内 容
カラオケボックス	○日本カラオケスタジオ協会が、青少年の利用時間の制限、未成年者の飲酒・喫煙防止、薬物の乱用防止、内鍵の不設置、外部から室内が見渡せる開口部の取付け等を内容とした自主規制基準の制定や全国各地で管理者等を集め講習会を実施している
インターネット	○社団法人電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を公表 ( <a href="http://www.tca.or.jp">http://www.tca.or.jp</a> ) ○社団法人テレコムサービス協会が、e-ネットキャラバンの実施の他、インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン、違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項の改訂版をそれぞれ公表 ( <a href="http://www.telesa.or.jp">http://www.telesa.or.jp</a> ) ○財団法人インターネット協会が、情報の受信者側でアクセスできる情報を主体的に選択できる仕組み（フィルタリングシステム）に関する専用のホームページを開設するとともに、フィルタリングソフトを無償で提供。パンフレット「フィルタリングソフトのしくみ」「フィルタリングしてみよう」を掲載 ( <a href="http://www.iajapan.org/rating/">http://www.iajapan.org/rating/</a> )。また、フィルタリング事業者同士の連携のための協議会「フィルタリング連絡協議会」の事務局を運営し、各社サービス一覧「フィルタリング知っていますか」を掲載 ( <a href="http://www.iajapan.org/filtering/">http://www.iajapan.org/filtering/</a> )。 インターネットにおけるルール＆マナー検定の実施 ( <a href="http://rm.iajapan.org/">http://rm.iajapan.org/</a> ) インターネットにおけるルール＆マナー集の公開 ( <a href="http://www.iajapan.org/rule/">http://www.iajapan.org/rule/</a> ) インターネットホットライン連絡協議会 ( <a href="http://www.iajapan.org/hotline/">http://www.iajapan.org/hotline/</a> ) にて、インターネットに係わる様々なトラブルについての相談窓口を紹介。 ○社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構〔通称：I-ROI〕は、会員企業が自己評価（セルフレイティング）を通して自サイトとコンテンツの健全性を確認する手助けをし、その確認した結果をI-ROIが認定する。健全性を年齢別にわけて認定することによって、青少年の精神的な成長に見合った形で、インターネットのコンテンツに触れて行けるようにする。 <a href="http://www.i-roi.jp/">http://www.i-roi.jp/</a>
インターネットカフェ・まんが喫茶	○日本複合カフェ協会が、店舗運営ガイドラインを制定。平成21年9月の改訂により、会員制が義務化され、年齢確認を踏まえ青少年の利用時間を制限するなどの基準項目を満たす店舗に対して「優良店マーク」を交付
携帯電話・PHS	○インターネットの安全・安心な利用環境を整備するため、社団法人電気通信事業者協会等の業界団体が中心となり、フィルタリングサービスの普及に向けた取組及び利用者に対するインターネットの安全な利用方法に関する啓発活動等を推進 ○関係各社が、未成年者と契約する場合は親権者の同意を得ているほか、公式コンテンツ提供に関するガイドラインの策定、カタログやホームページ上などの利用者に対する注意喚起、インターネット接続制限機能の提供、公式コンテンツを提供するプロバイダに対して掲示板への掲載内容の確認を依頼するなどの措置を実施 ○社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構が、青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査・認定及び運用監視業務、青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善、及びICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動を実施

資料：内閣府調べ

報に起因する被害児童等を大幅に縮小するべく「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」を取りまとめ、平成20年7月には、IT安心局長会議において携帯電話等における更なるフィルタリングの導入推進等の施策を含め、その進捗状況の取りまとめを行った。

さらに、平成20年10月からは、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」を設置・開催するほか、恒常的な情報共有手段として「ラウンドテーブル連絡網」を活用することによって官民横断的な実務家間での迅速かつ正確な情報共有を実現（平成20年度に10回、21年度に10回、22年度に15回、23年度に19回）し、各業界における自主的な取組を推進している。

② 関係府省庁や関係団体等の連携による取組体制の整備（内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省）

青少年インターネット環境整備法においては、

- 政府において青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定し、実施すること
  - 学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の推進等を図ること
  - 携帯電話・PHS事業者、インターネット接続サービスを提供する事業者（ISP）、インターネット接続機器製造事業者等が青少年有害情報のフィルタリングソフトの提供義務を負うこと
  - 国及び地方公共団体がインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等を支援すること等が規定されている<sup>\*33</sup>。
- 平成21年6月、同法に基づき、

\*33 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/>

- 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進
  - 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
  - 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
  - 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進
- を基本的な方針とする青少年インターネット環境整備基本計画が策定され、同法及び同計画に基づき、関係府省庁や民間団体等が連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するための施策を実施している<sup>※34</sup>。

なお、内閣府では、平成24年1月より「青少年のインターネット環境の整備等に関する検討会」を開催し、同計画の見直しに向けた検討を進めている。

### ③ フィルタリングの普及啓発（内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

青少年インターネット環境整備法においては、国等がフィルタリングについて広報啓発活動を行うことが規定されており、同法及び青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、関係府省庁が民間団体等と連携して、フィルタリングの普及啓発を推進している。

警察では、違法情報に対する取締り、フィルタリングソフト又はサービスの普及等有害情報から少年を守るための対策の推進やプロバイダの自主的措置の促進等に努めている。

特に、平成22年11月、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組を推進するよう都道

府県警察に指示し、関係府省等と連携・協力して、関係事業者に対する指導・要請、保護者に対する啓発活動の徹底等、同取組を強力に推進している。その一環として、平成22年12月及び平成23年7月から8月には、都道府県警察を通じ、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査を行い、結果を公表するとともに、平成23年4月（一部は5月に実施）には、都道府県警察を通じ、児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査を行い、結果を公表した。

総務省では、インターネット上の有害な情報から青少年を保護するため、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、平成19年12月にフィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認を行うよう要請を行い、さらに平成20年4月には、フィルタリングサービスの改善等に取り組むよう要請を行っている。

また、平成19年2月及び平成20年3月には、警察庁、総務省及び文部科学省が合同で、携帯電話のフィルタリングについて、学校関係者や保護者を始めとする住民に対し周知啓発活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会、都道府県警察等に依頼を行うなど、フィルタリングの普及促進活動を推進している。

このような取組の結果、携帯電話等のフィルタリングサービスの利用者数は、(社)電気通信事業者協会の発表によると、平成23年12月末時点で約823万人となっている。これは、平成18年9月末時点の約63万人と比較すると約13倍となっており、着実に利用が広がっているところである。

さらに、平成19年11月より開催してきた「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」における最終

※34 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/>

取りまとめに基づき、平成21年1月、インターネット上の違法・有害情報対策の包括的な政策パッケージとなる「安心ネットづくり」促進プログラムを策定し、携帯電話等のフィルタリングサービスの改善とより一層の普及促進等安全・安心なインターネット利用環境整備に向けて取組を進めているところである。

その後、これまで普及啓発活動等にそれぞれ取り組んできた利用者・産業界・教育関係者等が相互に連携するため、平成21年2月に「安心ネットづくり促進協議会」が設立され、広く国民一般を対象としたリテラシー向上の推進に取り組んでいるほか、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及等全国各地で普及啓発活動を実施している。近年、同協議会において平成23年10月から「スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由のインターネット利用に関する作業部会」を設置し、青少年にも普及が進むスマートフォンのフィルタリングについて多様な関係者が一同に会し、検討を行っている。

また、平成21年2月には、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省が合同で、都道府県知事、都道府県教育委員会、都道府県警察等に対し、青少年インターネット環境整備法の施行と子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について啓発活動に取り組むよう依頼した。

平成22年9月からは、青少年インターネット環境整備法の成立・施行後の各関係者（保護者、教育関係者、民間団体、事業者、国、地方公共団体等）によるこれまでの取組を検証した上で、保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への

対策等のフィルタリングの更なる普及に向けた取組及びフィルタリングの実効性の向上等について検討するため、総務省において「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に「青少年インターネットWG」が開催され、平成23年10月、スマートフォンにおけるフィルタリングのあり方を盛り込んだ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を取りまとめ、公表した。

平成23年3月、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省は、青少年の卒業・入学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、関係府省庁の緊密な連携のもと、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うため、「フィルタリングの普及に関する関係閣僚懇談会」を開催し、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」<sup>※35</sup>に合意した。同緊急対策の一環として、総務省、警察庁それぞれから携帯電話事業者に対し、保護者への説明を強化するよう要請するとともに、総務省、警察庁及び経済産業省から、携帯電話販売代理店等に対して、上記の携帯電話事業者に対する要請内容を周知した。

文部科学省では、卒業、入学、進学を機に携帯電話を購入する家庭が多いことを受け、各学校で行う入学説明会や新入学時の保護者説明会など効果的な説明の機をとらえて、保護者に周知するよう協力依頼を平成23年3月に通知した。

経済産業省では、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準を策定するとともに、当該基準を用いた判断に資するべく、

※35 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/pdf/kinkyutaisaku.pdf>

ゲーム機等の新たなインターネット接続機器も含めた機器の利用状況等の調査を実施し、調査結果を事業者にフィードバックした。また、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、保護者に対して事業者等がなし得る支援策を検討し、事業者の取組を促した。さらに、学校関係者・保護者等向けのフィルタリングセミナー等を通して、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策を促進し、インターネットの利用環境整備を実施した。

#### ④ 違法情報、有害情報への対応（警察庁、法務省）

警察では、インターネット上を流用する違法情報・有害情報について、サイバーパトロール、都道府県警察が委嘱した民間のサイバーパトロールモニターあるいはインターネット・ホットラインセンターからの通報等により、その把握に努めるとともに、全国警察が連携して積極的に取締りを進めている。

また、「出会い系サイト」の利用に起因する犯罪から児童を保護するため、当該サイトを利用して児童を性交等の相手となるよう誘引する行為等の積極的な取締りを推進するとともに、平成23年は「出会い系サイト」以外のコミュニティサイトの利用に起因する児童被害が平成20年から統計を取り始めて以来、初めて減少したことを受け、関係機関・団体等と連携し、実効性のあるゾーニングの促進等の各種対策を更に推進することとしている。さらに、これらのサイトの利用に起因する児童被害を防止するための広報啓発等を行っている。さらに、インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援に取り組んでいる。

警察庁では、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を平成18年6月に開始した。同センターでは、平成23年中に17万6254件の通報を受理しており、プロバイダ等に対して1万5837件の違法情報・有害情報の削除依頼を行い、そのうち9990件（63.1%）が削除された。また、平成19年3月から、外国のウェブサーバに蔵置された違法情報について、当該外国の同種の機関に対し、削除に向けた取組を依頼している。

法務省の人権擁護機関では、インターネットによるプライバシー侵害等の人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、表現の自由に配慮しつつ、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づいて、プロバイダ等に当該情報の削除を要請するなど被害者の救済に努めている。

#### ⑤ 青少年、保護者等への啓発（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省）

内閣府では、関係省庁や地方公共団体等と連携し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、パンフレットの配布等により青少年や保護者を始め広く国民一般に対する啓発活動に取り組んでいる。

警察では、出会い系サイト又はコミュニティサイトの利用に起因する犯罪による被害やインターネット上の違法情報及び有害情報の影響から子どもを守るた

め、子どもやその保護者等に対する広報啓発を推進している。

特に、平成24年2月の広報重点を「サイバー空間の脅威に対処するための情報セキュリティ対策の推進」として、全国の小・中学校等においても情報セキュリティに関する講習を開催した。当該講習においては、子ども、保護者、学校職員等に対し、インターネット上の違法情報及び有害情報に起因した犯罪、子どもを被害者とするサイバー犯罪等の具体的事例や対応策を紹介するとともに、フィルタリングソフト又はサービスの導入を勧めるなどしている。

総務省では、通信関係団体及び文部科学省と連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者・教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を全国規模で行う「e-ネットキャラバン」の活動を、平成18年度から全国において実施している。<sup>※36</sup>

また、平成23年9月からは、青少年のインターネットリテラシー指標をとりまとめ、青少年のインターネットリテラシー指標に関する開発、実施に取り組んでおり、同取組を通じた啓蒙活動も行っている。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」を年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、講演会や研修会等の開催、啓発冊子等の配布等の啓発活動を実施している。

また、平成20年度には小・中学生を対象としたインターネットに関する啓発教材「知ってる!?ケータイやインターネットも使い方ひとつで…」を、平成21年度には中・高校生及びその保護者を対象とした啓発ビデオ「インターネットの向こ

う側」をそれぞれ作成し、啓発活動に活用しているほか、同年度から、ブログサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)サイトに、人権に関する正しい理解を深めることや、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告を掲載している。

### (2) 携帯電話等をめぐる問題への取組(総務省、文部科学省)

文部科学省では、社会全体で青少年を取り巻く違法・有害情報対策に取り組むため、関係団体等の連携強化を図る「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催しているほか、メディア対応能力等を育成するための機会の提供を行うとともに、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、フィルタリングの普及啓発やネットパトロールの実施等、地域の実情に応じた有害情報対策事業を支援した。

また、学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査の結果を受けて、小・中学校への携帯電話の原則持込み禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針を示した通知を平成21年1月30日付けで発出した。さらに、携帯電話のインターネット利用に関する意識啓発を図るため、平成22年2月には、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点等を盛り込んだリーフレットを全国の小学6年生に配布するとともに、携帯電話の利用に関する親子のルールづくり等に関する保護者向けのリーフレットを都道府県教育委員会・PTA団体等へ配布している。そして、両リーフレットを文部科学省のHPに公開し、ダウンロード可能とすることで、更なる普及を図っている。

平成23年度には、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するため、有識者等による「ケータイモラルキャラバン隊」を結成し、全国6箇所、保

※36 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/e-netcaravan.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/e-netcaravan.html)

護者等を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催した。また、青少年と携帯電話等のメディアに関する調査研究を実施した。

平成24年度には、「ケータイモラルキャラバン隊」を引き続き実施するとともに、スマートフォン等のインターネットにつながる新たな機器への対応方法や、緊急時に有効なインターネットの活用法等について、青少年自身が研修・発信する「青少年安心ネット・ワークショップ」を実施することとしている。

総務省では、青少年による携帯電話からのインターネットの利用が進む一方、青少年のCGM(SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に代表される消費者生成メディア)サービス利用に伴う被害が増加していることから、平成21年11月、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に「CGM検討WG」を開催し、有識者や関係事業者等による検討を行った。平成22年5月、検討の成果として、①利用者情報の確認強化等のフィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる取組の在り方、②「ミニメール」(SNS会員間のメッセージ交換サービス)の内容確認に関する法的整理及び実施の在り方、③利用者の年齢認証の確実化に向けた取組強化の必要性を提言として取りまとめ、これを受けて、ミニメールの内容確認の実施等関係事業者等による自主的取組が進められてきた。平成22年9月には、CGM運営者の年齢認証の確実化について、総務省から主な携帯電話事業者及びCGM事業者に対して迅速に取り組むよう要請し、平成23年1月より順次、大手のCGM事業者において、携帯電話事業者の年齢情報を活用した年齢認証システムの運用が開始された。平成22年9月からは、CGMの問題も含め青少年インターネット利用を検討する「青少年インターネットWG」を開催し、平成23年10月、「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を取りまとめ、公表した。

### (3) 性風俗関連特殊営業の取締り等(警察庁)

少年の健全育成に障害を及ぼす行為の防止等のため、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)及び同法施行条例により、学校等の周辺や住宅地域において性風俗関連特殊営業等を営むことは禁止されているところ、近年、当該地域において、いわゆる店舗型ファッションヘルス営業等を違法に営む者が多数見られており、警察では、風営法等による取締りを積極的に進めている。

また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶や類似ラブホテルについて、平成22年7月、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令」(昭和59政319)を改正し(平成23年1月から施行)、その営業者に対し18歳未満の者の営業所への立入制限の義務を課すなどの措置を講じた。

### (4) 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の防止

#### ア 取締り・処分等(警察庁、法務省)

「未成年者喫煙禁止法」(明33法33)及び「未成年者飲酒禁止法」が平成13年に改正され、酒類やたばこの販売者等は、年齢確認その他の必要な措置をとるものとするのが規定された。未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、法令に基づく指導取締りを徹底するとともに、関係業界が自主的に措置をとるよう働き掛けている。

検察庁においては、「未成年者飲酒禁止法」、「未成年者喫煙禁止法」等に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

#### イ 飲酒防止(国税庁)

国税庁では、致酔性及び依存性を有する酒類の特性に鑑み、未成年者飲酒防止を始めとする酒類の販売管理の徹底を図る観点から、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(以下「表示基準」という。)の制定や、酒類小売販売場ごとに酒類販売管理者

の選任を義務付けるなどの所要の措置を講じている。

また、国税局長が委嘱した酒類販売管理協力員が収集した情報等を踏まえ、職員が酒類小売販売場に臨場して表示基準の遵守状況等を確認し、是正指導を行っている。

さらに、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するほか、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃等の未成年者の飲酒防止に向けた酒類業界の取組を支援している。

このほか、「酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会」（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国税庁）においては、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、関係省庁等が連携して、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！未成年者飲酒」プロジェクト等の取組を支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図っている。

### ウ 喫煙防止（財務省）

財務省では、未成年者喫煙防止の観点か

ら、成人識別自動販売機の導入を製造たばこ小売販売業の許可の条件とすることにより、成人識別自動販売機の導入を義務付けるとともに、条件違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）を行っている。こうした取組を講じることにより、全国の小売店のほぼすべてのたばこ自動販売機が成人識別自動販売機となっている。

また、成人識別自動販売機が全国稼働（平成20年7月）して以降、未成年者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請（平成21年6月及び平成22年4月）するとともに、未成年者が自ら喫煙することを知りながらたばこを販売し、「未成年者喫煙禁止法」第5条違反として処罰されたたばこ小売販売業者には、「たばこ事業法」に基づく行政処分を含め、厳正に対処しているところである。

さらに、インターネットによるたばこ販売において、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを製造たばこ小売販売業の許可の条件とするなど、未成年者の喫煙防止の取組を強化している。